

福井市水道事業ビジョン策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 福井市水道事業が抱える課題を把握し、分析及び評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示す福井市水道事業ビジョン（以下「水道事業ビジョン」という。）を策定するため、福井市水道事業ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、福井市企業管理者（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

- (1) 事業の現状分析・評価に関する事
- (2) 将来像及び目標の設定に関する事
- (3) 実現方策の検討に関する事
- (4) 投資・財政計画に関する事
- (5) その他水道事業ビジョン策定に関して管理者が必要と認める事

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から水道事業ビジョンを策定する日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、ガス・水道整備課において処理する。

（補足）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。